

平成29年第9回教育委員会議事録

平成29年5月24日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 平成29年5月24日（水）午後2時00分～午後2時50分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 井 出 隆 安 委 員 對 馬 初 音

委 員 久 保 田 福 美 委 員 伊 井 希 志 子

委 員 折 井 麻 美 子

出席説明員 事務局次長 徳 嵩 淳 一 学 校 整 備 大 竹 直 樹
担 当 部 長

生涯学習担当部長 齋 木 雅 之 庶 務 課 長 都 筑 公 嗣
中央図書館長

特別支援教育課長 阿 部 吉 成 学 校 支 援 課 長 高 沢 正 則

学校整備課長 和 久 井 伸 男 学 校 整 備 担 当 課 長 渡 邊 秀 則

生涯学習推進課長 本 橋 宏 己 濟 美 教 育 セ ン タ ー 平 崎 一 美
所 長

濟 美 教 育 セ ン タ ー 大 島 晃 濟 美 教 育 セ ン タ ー 寺 本 英 雄
統 括 指 導 主 事

濟 美 教 育 セ ン タ ー 佐 藤 正 明 中 央 図 書 館 次 長 加 藤 貴 幸
就 学 前 教 育 担 当 課 長

副 参 事 倉 島 恭 一
子 ども の 居 場 所 づ くり 担 当

事務局職員 庶 務 係 長 井 上 廣 行 法 規 担 当 係 長 岩 田 晃 司

担 当 書 記 小 野 謙 二

傍 聴 者 数 7 名

会議に付した事件

(議案)

議案第60号 「杉並区教育ビジョン2012推進計画」の改定について

(請願)

29請願第1号 高円寺地域施設一体型小中一貫校建設計画の再考を
求めることに関する請願

(報告事項)

- (1) 平成29年度区立学校在籍者数等について
- (2) 「杉並区特別支援教育推進計画」の改定について
- (3) 学校運営協議会委員の任命について
- (4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (5) 「杉並区子ども読書活動推進計画」の改定方針について

目次

議案

議案第60号 「杉並区教育ビジョン2012推進計画」の改定について	4
-----------------------------------	---

請願

29請願第1号 高円寺地域施設一体型小中一貫校建設計画の再考を求めることに関する請願	9
--	---

報告事項

1 報告事項

(1) 平成29年度 区立学校在籍者数等について	10
(2) 「杉並区特別支援教育推進計画」の改定について	13
(3) 学校運営協議会委員の任命について	17
(4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について	17
(5) 「杉並区子ども読書活動推進計画」の改定方針について	18

教育長 ただいまから平成29年第9回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に伊井委員とのご指名がございましたので、どうぞよろしくをお願いいたします。

次に本日の議事日程についてでございますが、事前にご案内のとおり、議案1件、請願1件、報告事項5件を予定しております。

以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入ります。

まず、議案の審議を行います。事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは日程第1、議案第60号「杉並区教育ビジョン2012推進計画の改定について」を上程いたします。

それでは、ご説明させていただきます。本件につきましては、今年3月17日の教育委員会で案についてご決定をいただきました。その後3月21日から30日間の区民等の意見提出手続を実施いたしまして、今般その結果等を踏まえて正式に改定するものでございます。

それでは議案を1枚おめくりいただき、かがみ文をご覧ください。初めに、1「区民等の意見提出手続の実施状況」でございます。記載のとおり、意見の提出実績は個人14件14人でございます。団体の提出はゼロ件の、総数14件67項目の意見を頂戴いたしました。

次に2「提出された意見と教育委員会の考え方」でございます。別紙1をご覧ください。こちらにご覧いただいた意見の概要と、それに対する教育委員会の考え方を全てまとめてございます。そのうち1ページ目の3番について網かけをしておりますが、区民の意見を踏まえて修正をしたところでございます。

続きまして別紙2をご覧ください。こちらは区民等の意見を踏まえた修正1項目と、それによらない他の修正41項目をまとめて示してございます。この合計42項目を修正して今回改定したいということになります。

それでは、別紙2について説明をさせていただきます。まず1ページ目の9番をご覧ください。推進計画第2章目標Ⅳ「家庭・地域・学校が協働し、共に支える教育を進めます」の、これまでの主な取組に、「地域

運営学校（コミュニティースクール）の指定拡大」という記載がございます。この地域運営学校について内容がわからないというご意見がございましたので、これに対しまして注釈を加えることといたしました。

そのほか、区民等の意見提出手続によらないその他の修正につきましては、主に1ページの8番にありますように、指標にかかわる実績値や、3ページの22番にありますような取組事業の事業量が28年度末として確定したことによる修正、そして4ページの42番に記載しておりますとおり、第3章の取組に記載していた注釈について、前述する第1章及び第2章に位置を変更したことによる修正、あるいは簡易な文言の修正などで、記載のとおりとなっております。

また、3月17日の教育委員会で決定いただきました案におきましては、目標Vにおいて杉並第一小学校等複合施設の整備に取り組むこととしておりました。区では、5月15日に従来の杉並第一小学校等の複合施設の整備を見直し、杉並第一小学校等施設整備等方針を策定いたしました。

このことに伴いまして、杉並第一小学校は近隣の病院が移転・改築した跡地に平成40年を予定として移転・改築することとなったところでございます。このため、杉並第一小学校と複合施設の整備の取組につきましては、3ページの32番の記載のとおり、区の杉並第一小学校等施設整備等方針の決定に伴う総合計画、実行計画及び区立施設再編整備計画・第1次実施プランの変更により削除することといたしました。

別紙3が修正後の推進計画案の全文となっております。こちらにつきましては、3月17日にご説明申し上げたとおり、オリンピック・パラリンピック教育や新学習指導要領の対応といった新たな課題への取組のほか、昨年11月に改定されました区の実行計画等と整合性を図った上で、全40事業、新規8事業となっております。詳細につきましては、前回ご説明をさせていただいておりますので、省略させていただきたいと思っております。

今後の主なスケジュールでございますが、6月8日に区議会の文教委員会にご報告をいたしまして、6月15日に「広報すぎなみ」、そして区公式ホームページ等により公表してまいりたいと考えております。

また、先ほどご説明いたしました区民の皆様からいただいた意見に対する教育委員会の考え方と、改定した計画本文を合わせて6月15日から30日間、閲覧場所であります庶務課、区政資料室、図書館、区民事務所

で内容を公表してまいりたいと存じます。

私からの説明は以上でございます。議案の朗読は省略させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまの説明についてご意見・ご質問等はございますでしょうか。よろしく申し上げます。

教育長 昨日特別区の教育長会があって、コミュニティースクールについて文科省の担当者が説明をしておりましたので、そのことも含めて情報提供かたがたお話をしたいと思うのですけれども、この推進計画の改定を進める際、区民意見をいただいたときに、やはりわかりにくいというご意見がありました。通称CSとか地域運営学校とかいろいろな言い方をしているわけですが、法令でいえば学校運営協議会を持つ学校、それをコミュニティースクールと言うというような、二重の説明になっているところもその原因かもしれないのですけれども、私はむしろ、そういった手続的な文言の表現ということよりは、この地域運営学校というものがどういう役割を果たしていくことが期待されているのか。今度の新しい次期学習指導要領で、社会に開かれた教育課程という言い方をされているわけですが、社会に開かれると気安く言われても、社会というのはどういうところを指していて、開くということはどういうことなのか。この共通理解というのはまだあまり進んでいないのではないかと思います。

その点杉並区では、この間長い時間をかけて、例えば学校支援本部のような学校の教育活動を支援していただく組織であるとか、あるいはこの間約3分の2の小中学校が地域運営学校に変わってきましたけれども、その指定していくときのプロセスが、教育委員会で決めて、あなたの学校は地域運営学校ですと上意下達で指定していくのではなく、学校及び学校の関係の人たちが様々な議論をして気運が熟成して、そういう形にしていきましようという合意が形成された段階で移行していくという方法をとってきましたから、地域運営学校に指定された学校についてはかなり理解が進んでいて、4つの権限であるとか、あるいは子どもの教育にかかわってみんなで共通理解していくということが見えてきているのですけれども、昨日の文科省の話によりますと、非常に理解されていないと思います。

文科省がやれというからやるのか。あるいは、都教委はこれを進める

つもりはあるのかという、そういう議論がされていきました。やはり区民意見でいただいた、これはどういうことなのかということ。これは単に文言上のことだけではなく、これまでと同様に、あるいはこれまで以上に学校運営協議会の内容、権限であるとか、あるいは地域運営学校とはどういうものであるとかということは、推進計画で説明することはもちろんですけれども、機会があるごとに理解を求めていく努力は必要と思います。

そういうことをきちんとしていかないと、社会に開かれた教育課程と気安く言っても、開かれる対象がどういう対象であるのか。つまり、学校の教育のカウンターパートはどこになるのかということも曖昧なまま、学校のやることを地域社会に、学校だよりのような形で広く知らしめればそれで済むかということ、そういう問題でもない。

そうすると、例の教育目標を共有していくと表現しておりましたけれども、どんな子どもを育てていくのかということについて共通に理解して合意を形成していく、この部分を制度的にも内容的にも今後一層充実させていく必要があると、昨日文科省の説明を聞いていて改めて思いました。

ですから、今回の推進計画改定に当たって、より一層こういった制度の理解を求めていく努力を教育委員会としてもしていく必要があると改めて思いました。この間の、様々な学校から寄せられている経験とか成果を吸い上げて、広く他の学校に提供していく。そんな取組を是非していかなくてはならないと改めて考えています。

折井委員 別紙1の7ページ、目標Ⅶの1「スポーツを推進する環境づくり」というところで幾つかご意見をいただいて、計画の39、40と、スポーツ推進の環境づくりということで出ていますけれども、先だって、スポーツに関しては教育委員会から区長部局への移管があったと思うのですけれども、その点に関してこの計画と、それから教育委員会、事務局のかかわり方というのでしょうか、そのあたりのことを改めて教えていただけますでしょうか。

事務局次長 今いただいたご質問でございましてけれども、スポーツ振興課が4月から、区長部局に移りました。しかし、個々の事業も含めて教育委員会はこれまで以上に連携していくとご説明してまいりました。

この計画につきましても、我々は杉並区教育ビジョン2012、この中に

従前からスポーツを位置づけてあるということも踏まえまして、今回区長部局に移管になった後も教育委員会が必要な連携を図りながら取り組んでいくスタンスで整理していることが1つでございます。

それと区長部局では本年度、従前教育委員会で策定していたスポーツ推進計画の改定を予定しておりますけれども、この改定に当たりましても、法律等に基づきまして教育委員会の意見を聞きながら進めることとなります。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

教育長 この推進計画からは、杉並第一小学校の改築に関する計画が、この間の問題の中で削除されたわけですがけれども、そのことについて触れておきたいと思います。

先の総合教育会議において、区長からも改築が遅れるということで校舎の長寿命化改修工事の必要性や子どもの教育環境の維持向上について着実に取り組んでいきたいという趣旨の発言をいただきました。

これまでの推進計画の中では、当初の計画に基づいていよいよ今年度から具体的な取組が始まるところになっていたわけですがけれども、既にご承知のように、場所を変えて改築をしていくという、区の政策の方向性として変わったわけです。

そうなりましても、この杉並第一小学校をどういう形で改築していくかということについては、この間長い時間をかけて関係者を含めて議論をしてきたところですので、そこで話し合われたことは、学校の機能だけではなく、区民集会機能であるとか、あるいはまちのにぎわいを醸成していくような産業振興にかかわる機能であるとか、そんなものを組み込んでいくことはできないか、それがまた教育活動によい影響を与えていくような、そんな組み合わせができないかということについてかなり話し合いを進めて、改築・複合化の基本的なコンセプトがまとめられたわけです。

ですから、今後の新しい改築計画においても、是非この間知恵を集めて考えてきた改築の基本的なコンセプトについては、その内容を含めて今後の検討の中に生かしていただきたいと思います。そういう意味では、事業は今回の推進計画から外しましたけれども、今後区長部局と協力しながら、よりよい学校づくりに努めていく必要があると思います。

この間、何回かこういった議論をする機会がありましたけれども、推

進計画の改定するときでもありますので、改めてこの間の取組の評価と今後のあり方について、総括をしておきたいと思います。

庶務課長 ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

それでは、ないようですので教育長、この議案の採決をお願いいたします。

教育長 よろしいですか。それでは、議案の採決を行います。

議案第60号につきましては、原案のとおり採決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第60号につきましては原案のとおり可決といたします。

以上で、議案の審議を終わります。

引き続きまして、請願の審議を行います。事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは日程第2、29請願第1号「高円寺地域施設一体型小中一貫校建設計画の再考を求めることに関する請願」を上程いたします。

それでは、ご説明いたしたいと思います。

本請願の内容につきましては、ご配布をいたしました文書表のとおりでございますが、この請願の趣旨は、高円寺地域施設一体型の小中一貫校計画を白紙に戻し、小中学校を別校舎にして児童・生徒が安心・安全に過ごすことのできる学校改築計画に練り直してくださいというものでございます。

高円寺地区の小中一貫教育校の整備につきましては、平成25年11月の第11回教育委員会臨時会において、高円寺地域における新しい学校づくり計画を決定し、平成28年1月の第2回教育委員会定例会において、建築工事の基本設計の報告を受け、また平成28年第4回区議会定例会において建設工事請負契約の締結の議決を経て、既に建設工事に着手しているところでございます。

このことに加えまして、ただいまご議決いただきました杉並区教育ビジョン2012推進計画におきましても、高円寺地区の小中一貫教育校の整備は、これまでどおり平成31年4月の開校に向けて整備を計画的に進めるとの取組内容としてございます。

請願の提出者からは趣旨説明をしたいとの申し出がございましたが、

今申し上げたこれまでの経緯及び先ほどの議決を踏まえますと、事務局といたしましては、計画の抜本的な見直しを求める本請願につきましては、改めて趣旨説明は受けず、不採択としてはどうかと考えますがいかがでしょうか。

私からは以上でございます。

教育長 ありがとうございます。

ただいまの説明にありましたとおり、高円寺地区の小中一貫教育校の整備につきましては、これまで長い時間をかけて地域の皆様と進めてきたものであり、教育委員会といたしましても、その都度必要な意思決定等をしてきたところでございます。

また、ただいま議決をいたしました教育ビジョン2012推進計画においても、整備を着実に進めるとしているところでございますので、これらのことを踏まえますと、本請願は不採択とせざるを得ないと考えます。

皆様からは何かございますか。

久保田委員 私も教育長のおっしゃるとおり、これまでの経過、あるいは先ほど決定いたしましたビジョン推進計画、これらのことも踏まえると、やはり本請願については、不採択はやむを得ないと考えております。

教育長 ほかによろしいですか。それでは採決を行います。29請願第1号につきましては、不採択と決定して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議はございませんので、29請願第1号につきましては、不採択と決定いたします。なお、不採択の理由は、必要な手続等を経て着実な計画の推進を図っているためということによろしゅうございますか。

それでは、請願の提出者宛てに後ほど事務局から通知をすることといたします。

以上で請願審議を終了いたします。

引き続きまして、報告事項の聴取を行います。事務局から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項1番「平成29年度区立学校在籍者数等について」のご説明をいたします。平成29年5月1日現在の区立学校在籍者数について、区立子供園を含めてご報告をさせていただきます。

まず1番の概要(1)区立子供園の在籍数につきましては、3歳児ク

ラスが110人。4歳児が177人。5歳児が195人。6園全体で482人となっております。学級数は(2)のとおり17学級でございます。

次に小学校につきましては、通常学級の人数が1万9,721人。特別支援学級が147人。合計1万9,868人で、昨年度に比べまして523人の増となっております。通常学級の学級数は695学級でございます。昨年度に比べまして14学級の増となっております。

次に中学校では、通常学級の人数が6,336人。特別支援学級が82人。合計6,418人で、昨年と比べまして50人の減となっております。通常学級の学級数は198学級で、2学級の減となっております。

最後に済美養護学校につきましては、小学校の生徒数は69人で、学級数は17学級。中学校の生徒数は33人で、学級数が9学級となっております。今回の児童・生徒数は学校基本調査の算定基礎となる人数であり、4月から5月1日までの転出・転入による異動のほか、ふだんはインターナショナルスクールやフリースクール等に通っている児童・生徒なども含め、学籍がある児童・生徒の人数となっております。

2番目以降裏面には、各学校の学年別児童・生徒数、学級数一覧を記載しております。また、参考資料として新入学児童・生徒の指定校変更申立て状況も添付しておりますので、あわせてご覧いただければと存じます。

私からは以上でございます。

それでは、ただいまの説明につきましてご意見・ご質問はございますでしょうか。よろしく願いいたします。

折井委員 資料の「指定校変更申立て状況」なのですけれども、2号事由が突出して多い人数となっておりますけれども、これはほかの、兄弟姉妹の在籍校に入りたいという変更事由だったと思うのですが、合っていますでしょうか。

庶務課長 その通りでございます。2号事由については、兄弟姉妹が現在在籍している学校への就学を希望することとなっております。

折井委員 これはまだ選択制だったころの名残で、あと数年続くということでしょうか。

事務局次長 お話の部分がやはり一番大きいと思っております。ちょうど27年度入学分まで、経過措置も含めて学校希望制度を運用しております。そこで、上のお子さんが行っている学校にこの2号事由を使ってと

ということが、ケースとしては一番多いと考えてございます。

對馬委員 同じ資料でマイナスというのがなく、全部プラスの数字だと思うのですけれども、これはいわゆるプラスマイナスした結果、ここにこれだけの人数がプラスになっていますというものの数字と理解してよろしいのでしょうか。

庶務課長 そういうことでございます。

伊井委員 保育園の待機児童のことを区でも前向きに取り組んでいらっしゃるのです、今後小学校就学前の人数が流入してくると、小学校の方も増えたりということの見通しもあると思いますので、そのあたりも考慮しながら、いろいろな取組をお考えになっていただけたらありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局次長 今の点ですけれども、私どもは毎年6月と11月、年に2回住民基本台帳上の就学前の人口をきちんと学区域別に見て、5年程度の先を見据えた形で普通教室の数などを学校別に調整等しているところです。

この間も一部の学校で改修等を行って、教室を確保してきたケースもあり、今後も若干そういった可能性は否定できないところではありますが、今後とも定期の推計を踏まえつつ、適切に対応していきたいと考えてございます。

教育長 和泉中はこの間、学級数が全学年すべて2学級の全部で6学級で、生徒数は約2倍くらいですか。当然教員定数も増えているはずなのですが、恐らくこの間の生徒数の増加と学級数の増加に見合って教員の配置数が多くなりますから、かつて3学級編成で苦勞していた教科編成、そういったこともかなり、単純に考えてもクラスが3つですから、それに従って増えているわけですから、いろいろな指導組織を多様に編成していく、そういった条件も整ってきたかと思うのです。

学級数が少なくて、校長先生に言わせると指導組織を編成するのに四苦八苦するということもあるわけなので、一定規模の学級数が安定的に確保できるということは、ある意味学習の内容について、あるいは指導の内容についても充実が期待できるかと思えます。

教える側の条件も改善されていけばそれに越したことはないのです、そんなことも今後注意していかないとはいけません。

事務局次長 今の教育長からのお話でございますけれども、和泉学園の運営等に関する検証については、今年度は28年度について進めていくわけ

ですが、検証に当たっては、29年度の状況も見据えながら、今お話のあった体制ということにもきちんと目を向けて進めていきたいと考えております。

庶務課長 ほかにはご意見・ご質問、よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、報告1号につきましては以上とさせていただきます。

続きまして報告事項2番「『杉並区特別支援教育推進計画』の改定について」。特別支援教育課長からご説明申し上げます。

特別支援教育課長 それでは、「杉並区特別支援教育推進計画（平成27～29年度）」を改定いたしましたので、ご報告いたします。資料をご覧ください。

まず計画改定の必要性でございますが、1に記載のとおりインクルーシブ教育システムに関する国の動向、障害者差別解消法の施行など、特別支援教育を取り巻く環境変化を踏まえるとともに、昨年改定した杉並区実行計画との整合を図りつつ、特別支援教育の更なる充実を図るものです。

続いて計画の期間でございますが、平成29年度から31年度までの3年間としており、先ほどご議決いただいた、同時期に改定する教育ビジョン2012推進計画との整合を考慮しております。

次に改定計画の概要についてですが、計画の冊子2ページ、こちらに記載しておりますとおり、従前の計画に掲げた3つの視点と5つの推進プラン、これを継承することとしております。

また新たな事業といたしましては、11ページになりますが、推進プラン3でございます。区立特別支援学校及び特別支援学級におけるICT環境の整備、また推進プラン4では、これは12ページに記載しておりますけれども、「(仮称)就学前教育支援センターの整備」を盛り込んでございます。

なお、この計画改定に当たりましては、たたき台とした素案について校長会、PTA、保護者会などに説明をいたしまして意見を聴取しております。それらを踏まえまして、例えば合理的配慮といった用語の解説を追加したり、またわかりにくい表現を修正するなどの反映を図っております。

最後に今後のスケジュールでございますけれども、6月8日の文教委

員会へ報告後、校長会、PTA、保護者会などに説明するとともに、様々な機会、手段で計画の周知・啓発に努めていく考えでございます。そしてこれらの事業の着実な実施に努め、特別支援教育の充実につなげてまいり所存でございます。

改定計画の本体につきましての詳細な説明は省略させていただきます。後ほどご覧いただければと存じます。

私からは以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきましてご意見・ご質問はございますでしょうか。よろしく願いいたします。

久保田委員 昨年度、小学校に特別支援教室が6校設置され、また今年度、来年度と年次計画で小学校全てに設置されるという流れの中で、その後ようやくというか、中学校にも全校設置ということもビジョン推進計画の中で明らかにされておりますが、その流れの中で、この推進計画があると思います。

今までどうしても中学校が薄くなってしまいうということがありましたので、小学校・中学校含めて支援の体制を強化していただければと思っております。よろしく願いします。

特別支援教育課長 ありがとうございます。この推進プランの、例えば8ページにも掲載しておりますけれども、特別支援教室設置に向けた研修ということで、全管理職・教員向けの研修、こういったことをやってまいりますので、そういったところで研さんを図ってまいりたいと考えてございます。

折井委員 5ページにあります校内委員会の充実というところの、平成29年から31年度目標の中にございます、「特別支援教育支援把握状況表の作成・活用」とございますけれども、こちらは用語解説の22ページを拝見して、字面はわかったのですが、これと、いわゆる学校生活支援シートというのは、比較的似たような内容が書いてあるのですが、これは活用の仕方とか内容はどのように違うのでしょうか。

特別支援教育課長 個別のものと、必ずつくらなければいけないものと、それからずっと継続して続いていくものと別々でございまして、そういった使い分けがございます。

事務局次長 今、折井委員からありました、支援把握状況表というものがあります。これは、その学校にいらっしゃる特別な支援が必要な子ども

たちの総括表になるものです。

それで校内委員会をやる時、例えば今日はこういうところに焦点を当てて、この子どもの今の状況だとか、今後の支援方策についてというように整理して使ったり、あるいは全体状況の中で、この子どもさんについては支援の結果、通常の学級で対応することが可能になったとか、そういった全体状況を把握して、支援の的確な進行管理ができるように、そんな意味の一覧表的なものになっています。

一方学校生活支援シートは、今、課長からもあったとおり、個々のお子様の状況、そのことについて留意するところだとか、そういった特別な支援が必要な内容等をより具体的に共有して、その子どもに着目したきめ細かな支援につなげていくためのシートということで大きく性格が違くと、このように受けとめております。

折井委員 すなわち、生活支援シートも、日々の中の流れというか、そういった生活の様子が事細かに書いているものということなのですね。ありがとうございます。

對馬委員 今、活用されました用語解説がとてもよくわかりやすく、非常にこの資料は読みやすいと思ったのですが、学校における介助員であるとか、介助員ボランティアとか、通常学級の支援員とか、あるいは特別支援学級にいる介助員さん、そういったいろいろな介助をしてくださる方が学校の中にはたくさんいるのですけれども、現実には保護者の方や先生から声を聞くと、もっと欲しいとか時間が短い、例えば子どもと一緒に登校してきて、子どもと一緒に帰るくらいの勤務時間になってしまって、もっと先生と話をする時間がほしいとか、そういったいろいろな声を聞くことが多くありまして、これは取組と目標の数字がほぼ同じですので、もちろんないよりはこれの方がいいと思うのですが、現実を見て、もし手厚くできるチャンスがあるようであれば、手厚くすることができればありがたいという声を私もよく聞くものですから、そんなふうに感じました。

一人ひとりの子どもがきちんと教育が受けられるように、それからちょっと窮屈になってしまったときなどにうまくリフレッシュできるようなそんなことに、この介助の人たちが役に立っていただけていると思いますので、是非こういうところを手厚くしていただけたらありがたいと思います。

特別支援教育課長 ありがとうございます。様々な制約の中で、いずれにしても、子どもたちの健やかな成長というところに少しでも寄与できるように、運用も含めて知恵を絞ってまいりたいと思います。

對馬委員 特別支援教室の設置も私はそれにうまく寄与できることだと思いますので、是非よろしく願いいたします。

教育長 今、特別支援教室設置にかかわって對馬委員から話もあったのですが、すけれども、富士見丘小学校ブロックの特別支援教室設置に当たっては、富士見丘小学校の校長先生はもちろん、担当の先生方の力というのはすごく大きかったわけです。

特別支援教育にかかわる専門性の高さが、児童保護者の信頼とか理解を得るのにとっては非常に力になった。校長先生を中心にして、新しく開設する教室のあり方とか、訪問指導のあり方とか、初めてのことだったわけですから大変ご苦労が多かった。未知のことでもあるし、課題もたくさんありましたから。

そういったことを1つ1つ克服しながら、最初の事業をうまく軌道に乗せていってもらったという裏には、やはり先生方の専門性の高さというのがあったらと思うのです。

おとし、去年、今年にかけて、大阪の大空小学校の映画「みんなの学校」をPTAの研修でたくさんの方がご覧になっていて、あの学校の元校長先生の木村先生をお呼びしてお話を伺ったりして、皆さん本当によくわかりたい、知りたい、勉強したい、そういう機運が高まっているわけです。

そういう保護者や関係する人だけではなく、それ以外の子どもと校区の人たちがいろいろと検証して行って課題を把握していくと、やはりそれにかかわる教職員の専門性というものも高いものが必要になってくる。

保護者が安心して教育を任せられることができるような、そういう高い指導性と専門性を持った先生方になって行って欲しいわけで、是非このプラン2の、特別支援教育に関する教職員の専門性の向上を図りますというところが、単に教職員の専門性を図るという、それだけのことではなく、そのことを通して保護者の信頼や今後の特別支援教育を進めていく上で大きな力になっていくということを、当たり前のことを今さら言うまでもないのですけれども、この間の経緯を見ていると、やはり担当者の力によるところは大きいので、是非ここを充実させて、特別支援教育

の充実、かなめになっていけるような支援をしていきたいと改めて思います。

庶務課長 ほかにご意見はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それではないようですので、報告事項の2番につきましては以上とさせていただきます。

それでは、続きまして報告事項3「学校運営協議会委員の任命について」、学校支援課長からご説明をいたします。

学校支援課長 私からは、学校運営協議会委員の任命についてのご報告をさせていただきます。杉並区学校運営協議会規則第3条第1項の規定に基づく学校運営協議会委員の任命についてでございます。

まず、学校名でございます。桃井第五小学校。氏名、丸山麻雄。区分、学識経験者。委員経験、1期目。任命期間は平成29年6月1日から平成31年5月31日。

もう1名でございます。向陽中学校、林保奈美。校長推薦、委員経験、1期目。平成29年6月1日から平成31年5月31日。それぞれ2年間でございます。私からは以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明に対してご意見・ご質問がございましたら、よろしく願いいたします。

伊井委員 桃井第五小学校の丸山先生はよく存じ上げておりますが、向陽中学校の林保奈美さんは、どういったお立場の方でいらっしゃいますか。

学校支援課長 この方は、向陽中学校のPTAの会長でございます。交代に伴っての委員の任命でございます。

庶務課長 ほか、ご意見はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、報告事項3番につきましては以上とさせていただきます。

続きまして報告事項4「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」。生涯学習推進課長からご説明をお願いいたします。

生涯学習推進課長 私からは、平成29年4月の杉並区教育委員会共催・後援名義の使用承認についてご報告をいたします。

4月分の合計でございますが、全部で19件でございます。内訳ですが、定例が17件、新規が2件となっております。共催・後援の内訳は、共催が4件、後援が15件でございます。

新規のものでございますが、2ページをご覧ください。名義形態は後

援、団体名は都立久我山青光学園。事業名は公開講座「点字の初級養成講座」でございます。もう1件は6ページをご覧ください。名義は後援名義でございます。東京校歌振興会。事業名が第26回東京校歌祭となっております。

私からの報告は以上でございます。

庶務課長 ただいまの説明について、ご意見・ご質問がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、ただいまの報告事項4番につきましては、以上とさせていただきます。

それでは、続きまして報告事項5「『杉並区子ども読書活動推進計画』の改定方針について」、中央図書館次長からご説明を申し上げます。

中央図書館次長 私からは、杉並区子ども読書活動推進計画の改定方針につきましてご説明申し上げます。

本計画につきましては、平成29年度をもって計画期間が終了するために改定を行うものでございます。

最初に改定の基本方針ですが、現在の計画に基づくこれまでの取組の成果と課題を検証するとともに、今後の時代の変化等を見据えまして、子ども読書活動の更なる推進を図るというものでございます。

計画期間につきましては平成30年度から33年度で、これは総合計画の最終年度までということの4年間でございます。

改定の進め方につきましては、庁内の関係課長や小中学校の校長等で構成する改定検討委員会において行います。計画案の策定に当たりましては、杉並区立図書館協議会と、杉並区子ども読書活動推進懇談会の意見を聴取するということと、改定案に対する区民等の意見提出手続を実施いたします。

今後のスケジュールでございますが、5月から改定委員会の設置をいたしまして、6月に図書館協議会と子ども読書活動推進懇談会の意見聴取を行い、9月に計画案の策定及び区議会文教委員会へ報告を予定しております。その後10月に、区民等の意見提出手続を30日間実施いたしまして、来年の1月に改定計画の決定、2月に区議会・文教委員会に報告し、公表していくという予定になっております。

以上でございます。

庶務課長 ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がございませんで

しょうか。よろしく願いいたします。

ないようですので、報告事項5番につきましては以上とさせていただきます。

以上で、報告事項の聴取を終わります。

教育長 それでは、以上で本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。庶務課長、連絡事項がございましたらどうぞ。

庶務課長 次回の教育委員会の日程でございますが、6月14日水曜日、午後2時から定例会を予定してございます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

教育長 ありがとうございます。

それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。